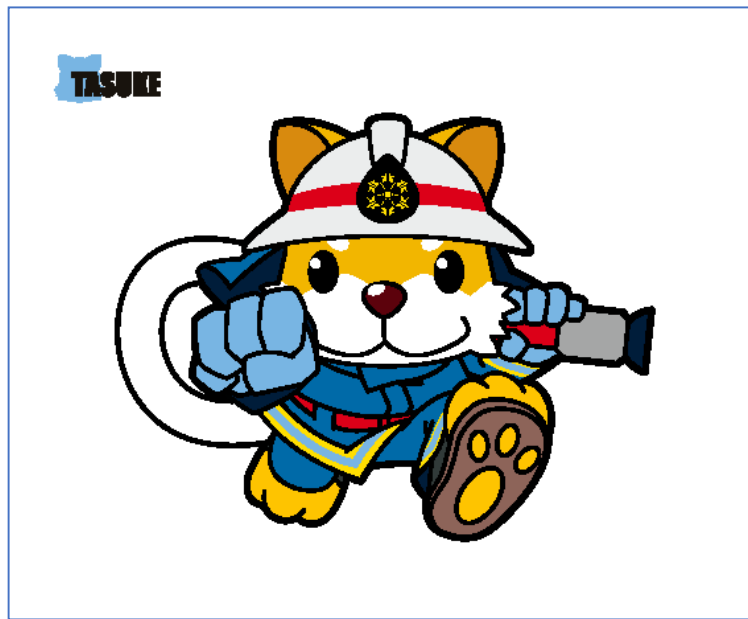


# 総括

---



消防局イメージキャラクター「太助」

## 令和4年度中のおもな動き

6月 救急隊の現場到着時間短縮に向けて、AIを活用した実証実験に関する協定を締結した。



8月 記録的猛暑と、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、1日の救急出場件数が過去最高の391件を記録した。

10月 東京湾消防相互応援協定に基づく合同消防訓練を実施し、航空機「そよかぜ2」及び大型消防艇「かわさき」を含む計32隊が参加した。



11月 第6回緊急消防援助隊全国合同訓練が静岡県で開催され、神奈川県大隊として、ドローン小隊を含む地上部隊3隊と航空部隊「そよかぜ2」1隊の合計4隊が参加した。



1月 令和4年中の救急出場件数（84,776件）及び119番通報の受信件数（103,084件）が過去最高を記録した。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催を見送っていた川崎市消防音楽隊定期演奏会を、カルッツかわさきで3年ぶりに開催した。



2月 消防指令システムの機器更新に伴う部分更新及び消防情報管理システムのサーバ更新を実施した。





# 川崎市の地勢及び署所配置図

(令和5年4月1日現在)

川崎市は神奈川県北東部に位置し、北は東京都、南は横浜市にそれぞれ隣接するほか、西は多摩丘陵を控え、東は東京湾に臨んでいます。市域は、多摩川に沿って南東から北西へ延び、その最長距離は33.13kmにわたる細長い地形となっています。

また、丘陵地である北西部の住宅地域と、南東部の臨海工業地域という性格の異なった地域の結合により都市が形成されています。

面積	144.35 km <sup>2</sup>
人口	1,526,673 人
世帯数	783,741 世帯
消防局	3部9課1隊1担当 24係
消防署	8署
消防出張所	28出張所
消防団	8団 28分団



臨港消防署					川崎消防署			幸消防署				中原消防署			
本署	浮島出張所	千鳥町出張所	殿町出張所	藤崎出張所	本署	小田出張所	大島出張所	本署	南河原出張所	平間出張所	加瀬出張所	本署	荻宿出張所	井田出張所	小田中出張所
◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎
○	○	○	○	○	○	○		○			○	○			○

高津消防署				宮前消防署					多摩消防署				麻生消防署					
本署	子母口出張所	新作出張所	梶ヶ谷出張所	本署	野川出張所	宮崎出張所	向丘出張所	大蔵出張所	菅生出張所	本署	宿河原出張所	菅出張所	栗谷出張所	本署	王禅寺出張所	百合丘出張所	柿生出張所	栗木出張所
◎		◎		◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎
○	○			○				○		○	○			○			○	

凡例 ◎ 救急隊配置署所、○ 通信員配置署・出張所

## 署別の面積・世帯数・人口

(令和5年4月1日現在)

区 分	面 積 (km <sup>2</sup> )	世帯数	人 口	1km <sup>2</sup> あたり		管轄行政区
				世帯数	人 口	
市 全 域	144.35	783,741	1,526,673	5,429	10,576	—
臨港消防署	32.86	51,814	95,413	1,577	2,904	川 崎 区
川崎消防署	7.39	79,529	137,390	10,762	18,591	”
幸 消 防 署	10.09	86,486	172,561	8,571	17,102	幸 区
中原消防署	14.81	138,763	261,647	9,370	17,667	中 原 区
高津消防署	17.10	117,560	230,493	6,875	13,479	高 津 区
宮前消防署	18.60	109,281	234,492	5,875	12,607	宮 前 区
多摩消防署	20.39	116,273	216,130	5,702	10,600	多 摩 区
麻生消防署	23.11	84,035	178,547	3,636	7,726	麻 生 区

(注) 人口及び世帯数の使用数値は、住民基本台帳搭載人口(3月末日現在)によります。

## 管 内 情 勢

(令和5年4月1日現在)

区 分	署所数	1署所あたり			消防職員 訓令定数	消防職員1人あたり			消防 車数	消防車1台あたり		
		面 積 (km <sup>2</sup> )	世帯数	人 口		面 積 (km <sup>2</sup> )	世帯数	人 口		面 積 (km <sup>2</sup> )	世帯数	人 口
市 全 域	8 署 28 出張所	4.01	21,771	42,408	1,434	0.10	547	1,065	36	4.01	21,771	42,408
消 防 局	-	-	-	-	168	-	-	-	-	-	-	-
臨港消防署	1 署 4 出張所	6.57	10,363	19,083	183	0.18	283	521	5	6.57	10,363	19,083
川崎消防署	1 署 2 出張所	2.46	26,510	45,797	141	0.05	564	974	3	2.46	26,510	45,797
幸 消 防 署	1 署 3 出張所	2.52	21,622	43,140	148	0.07	584	1,166	4	2.52	21,622	43,140
中原消防署	1 署 3 出張所	3.70	34,691	65,412	149	0.10	931	1,756	4	3.70	34,691	65,412
高津消防署	1 署 4 出張所	3.42	23,512	46,099	152	0.11	773	1,516	5	3.42	23,512	46,099
宮前消防署	1 署 5 出張所	3.10	18,214	39,082	184	0.10	594	1,274	6	3.10	18,214	39,082
多摩消防署	1 署 3 出張所	5.10	29,068	54,033	148	0.14	786	1,460	4	5.10	29,068	54,033
麻生消防署	1 署 4 出張所	4.62	16,807	35,709	161	0.14	522	1,109	5	4.62	16,807	35,709

(注) 1 1署所あたりの面積、世帯数、人口は、各消防署の署所数で除したものです。  
 2 消防職員数は、訓令定数です。  
 3 消防車数は、普通消防ポンプ自動車及びそれと同等に運用する化学車の台数です。

# 消防隊等の配置状況

(令和5年4月1日現在)

区分	合計	実動隊										選択隊	乗換隊										非常用					水難救助隊								
		小計	消防ポンプ車	はしご車	救助工作車	指揮車	化学車	大型化学艇	消防急車	特殊災害対応車	ヘリコプター	高発泡車	小計	海水利用型消防水利システム	水槽付消防ポンプ車	大型化学車	大型化学高所放水車	電源車	支援車	化学車	水災害対応車	震災工作車	特殊災害対応車	特別高度工作車	大型除染システム車	小計	消防ポンプ車		水槽付消防ポンプ車	救助工作車	大型高所放水車	消防艇	救急車	ヘリコプター		
<b>合計</b>	<b>144</b>	<b>92</b>	<b>33</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>29</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>26</b>	<b>1</b>	<b>11</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>22</b>	<b>8</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>9</b>	<b>1</b>	<b>3</b>		
消防局	4	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	1	-	-		
臨港消防署	<b>小計</b>	<b>27</b>	<b>12</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>9</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>1</b>		
	本署	12	6	1	1	1	1	-	-	-	1	1	-	4	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1	-	1	
	浮島出張所	4	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
	千鳥町出張所	4	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	
	殿町出張所	4	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
藤崎出張所	3	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
川崎消防署	<b>小計</b>	<b>14</b>	<b>9</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>		
	本署	9	5	1	1	1	1	-	-	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
	小田出張所	3	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大島出張所	2	2	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
幸消防署	<b>小計</b>	<b>17</b>	<b>11</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>4</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>		
	本署	10	5	1	1	1	1	-	-	-	1	-	2	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	1	-	1	-	1	
	南河原出張所	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平間出張所	3	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加瀬出張所	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中原消防署	<b>小計</b>	<b>15</b>	<b>10</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>		
	本署	9	5	1	1	1	1	-	-	-	1	-	3	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
	苅宿出張所	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	井田出張所	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小田中出張所	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高津消防署	<b>小計</b>	<b>17</b>	<b>11</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	
	本署	9	5	1	1	1	1	-	-	-	1	-	2	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	
	子母口出張所	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	新作出張所	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	梶ヶ谷出張所	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久地出張所	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宮前消防署	<b>小計</b>	<b>20</b>	<b>14</b>	<b>6</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>5</b>	<b>-</b>	<b>4</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>		
	本署	8	5	1	1	1	1	-	-	-	1	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
	野川出張所	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	宮崎出張所	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	向丘出張所	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	犬蔵出張所	4	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	菅生出張所	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多摩消防署	<b>小計</b>	<b>14</b>	<b>11</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>4</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>		
	本署	7	5	1	1	1	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
	宿河原出張所	3	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	菅出張所	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	栗谷出張所	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻生消防署	<b>小計</b>	<b>16</b>	<b>12</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>4</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>		
	本署	7	5	1	1	1	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
	王禅寺出張所	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	百合丘出張所	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	柿生出張所	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栗木出張所	3	2	1																																	

# 消防庁舎の現況 (1)

(令和5年4月1日現在)

名称	所在地	開設年月	主要建物の構造等				電話番号	
			建築年月 (改修)	敷地面積 (㎡)	構造・規模	建築延面積 (㎡)		
消防局	総合庁舎	〒210-8565 川崎区南町20-7	S23.3	H14.3	2,411.82	SRC造9F 地下1F	8,977.21	223-1199
	航空隊	〒136-0082 江東区新木場4-7-53	S60.7	H29.9	899.64 (借地)	鉄骨造4F	1,448.58	03-3522-0119
	川崎市 消防訓練センター	〒216-0011 宮前区犬蔵1-10-2	S54.3	H28.2	15,604.19	緊急消防援助隊活動拠点 (屋内訓練所) RC造2F	2,255.55	屋内訓練所 979-0119 音楽隊事務所 975-0119
				H30.9		主訓練塔 RC造4F	987.22	
				H3.4		H3.3	音楽隊事務所 RC造1F	
	鋼管通倉庫	〒210-0852 川崎区鋼管通1-18-56	S60.4	S60.3	88.14	鉄骨造2F	65.78	—
	小田中倉庫	〒211-0053 中原区上小田中3-3-19	H8.4	H8.3	264.00 (借地)	鉄骨造2F	149.01	—
野川倉庫	〒213-0029 高津区東野川2-1-1	H1.4	S42.11	874.27 (借地)	RC造2F	244.80	—	
臨港 消防署	本署	〒210-0832 川崎区池上新町3-1-5	S23.3	H24.2	1,866.85	RC造4F	2,589.40	299-0119
	浮島出張所	〒210-0862 川崎区浮島町509-1	H10.11	H10.10	1,999.36 (環境局)	鉄骨造2F	1,087.91	271-0119
	千鳥町出張所	〒210-0865 川崎区千鳥町15-4	S37.7	H4.2	1,267.99	RC造3F	1,130.24	277-0119
	殿町出張所	〒210-0821 川崎区殿町3-25-2	S41.5	H6.2	580.07	RC造3F	874.55	266-0119
	藤崎出張所	〒210-0804 川崎区藤崎3-7-1	H19.10	H19.9	667.95	RC造2F	717.17	287-0119
川崎 消防署	本署	〒210-8565 川崎区南町20-7	S23.3	消防局総合庁舎に併設				223-0119
	小田出張所	〒210-0846 川崎区小田7-3-41	S32.2	S58.3	1,578.20	RC造2F	548.10	366-0119
	大島出張所	〒210-0836 川崎区大島上町20-3	S23.3	S63.3	231.40	RC造3F	444.17	333-0119
幸 消防署	本署	〒212-0005 幸区戸手2-12-1	S46.5	H22.3	1,621.95	RC造4F	2,095.92	511-0119
	南河原出張所	〒212-0016 幸区南幸町2-38	S23.3	S62.1	276.32	RC造3F	441.13	533-0119
	平間出張所	〒212-0053 幸区下平間4	S28.12	S49.9	530.66	RC造2F	390.43	522-0119
	加瀬出張所	〒212-0055 幸区南加瀬4-18-5	S34.4	S61.4	448.25	RC造3F	514.46	599-0119
中原 消防署	本署	〒211-0004 中原区新丸子東3-1175-1	S23.3	H20.3	2,557.17	全体 SRC造(1F~4F) S造(5F~21F)	14,190.95	411-0119
				消防署部分 SRC造(1F~4F) S造(5Fの一部)		3,014.86		
	荻宿出張所	〒211-0022 中原区荻宿42-3	S23.3	S57.3	433.05	RC造2F	392.65	435-0119
	井田出張所	〒211-0034 中原区井田中ノ町23-3	S33.4	S58.5	297.51	鉄骨造2F	336.07	754-0119
小田中出張所	〒211-0053 中原区上小田中3-7-1	S28.12	H1.7	380.72	RC造3F	410.94	799-0119	

(注) 建築延面積には、別棟面積(通信・受付室・油庫・自転車置場等)及び工作物は含まれません。

## 消防庁舎の現況（２）

（令和5年4月1日現在）

名称	所在地	開設年月	主要建物の構造等				電話番号	
			建築年月 (改修)	敷地面積 (㎡)	構造・規模	建築延面積 (㎡)		
高津消防署	本署	〒213-0002 高津区二子5-14-5	S23.3	H17.4	1,312.15	RC造5F	2,029.71	811-0119
	子母口出張所	〒213-0023 高津区子母口298-2	S54.5	S54.5	600.10	RC造2F	366.59	766-0119
	新作出張所	〒213-0014 高津区新作4-12-7	S35.8	S56.3	229.05	RC造3F	401.03	853-0119
	梶ヶ谷出張所	〒213-0035 高津区向ヶ丘8-16	S47.4	H11.2	692.41	RC造2F	511.10	854-0119
	久地出張所	〒213-0032 高津区久地4-11-19	S36.7	S57.3	309.41	鉄骨造2F	356.05	822-0119
宮前消防署	本署	〒216-0006 宮前区宮前平2-20-4	S60.7	S60.7	1,559.25	RC造4F	1,379.73	852-0119
	野川出張所	〒216-0001 宮前区西野川2-7-8	S42.11	H1.3	1,060.86	RC造2F	487.34	755-0119
	宮崎出張所	〒216-0003 宮前区有馬2-8-11	S45.2	改築中(工事期間中は犬蔵出張所に移転)				855-0119
	向丘出張所	〒216-0022 宮前区平1-4-17	S40.9	H4.11	388.17	RC造2F	424.16	888-0119
	犬蔵出張所	〒216-0011 宮前区犬蔵1-10-2	S55.4	S55.3 (H27.3)	1,142.96	RC造2F	341.86	976-0119
	菅生出張所	〒216-0015 宮前区菅生3-43-23	S45.8	H28.2	607.47	RC造2F	526.36	977-0119
多摩消防署	本署	〒214-0032 多摩区柘形2-6-1	S23.3	H3.3	1,762.90	RC造3F	1,647.33	933-0119
	宿河原出張所	〒214-0021 多摩区宿河原3-12-1	S46.5	R2.3	391.58	RC造2F	514.20	900-0119
	菅出張所	〒214-0004 多摩区菅馬場1-13-1	S39.6	H3.3	382.41	RC造2F	412.25	945-0119
	栗谷出張所	〒214-0039 多摩区栗谷3-30-8	S49.9	R4.2	952.25	RC造2F	542.34	953-0119
麻生消防署	本署	〒215-0004 麻生区万福寺1-5-4	S60.7	S60.7	1,340.90	RC造3F	1,492.57	951-0119
	王禅寺出張所	〒215-0018 麻生区王禅寺東4-1-6	S52.5	S52.3 (H30.1)	1,003.96	RC造2F	314.74	954-0119
	百合丘出張所	〒215-0011 麻生区百合丘1-18-4	S38.5	H2.11	621.87	RC造2F	410.93	966-0119
	柿生出張所	〒215-0023 麻生区片平2-30-7	S44.4	H26.3	762.45	RC造2F	761.77	989-0119
	栗木出張所	〒215-0032 麻生区栗木台4-2-1	H26.4	H25.1	2,000.13	RC造2F	598.07	987-0119

## 管理庁舎の現況

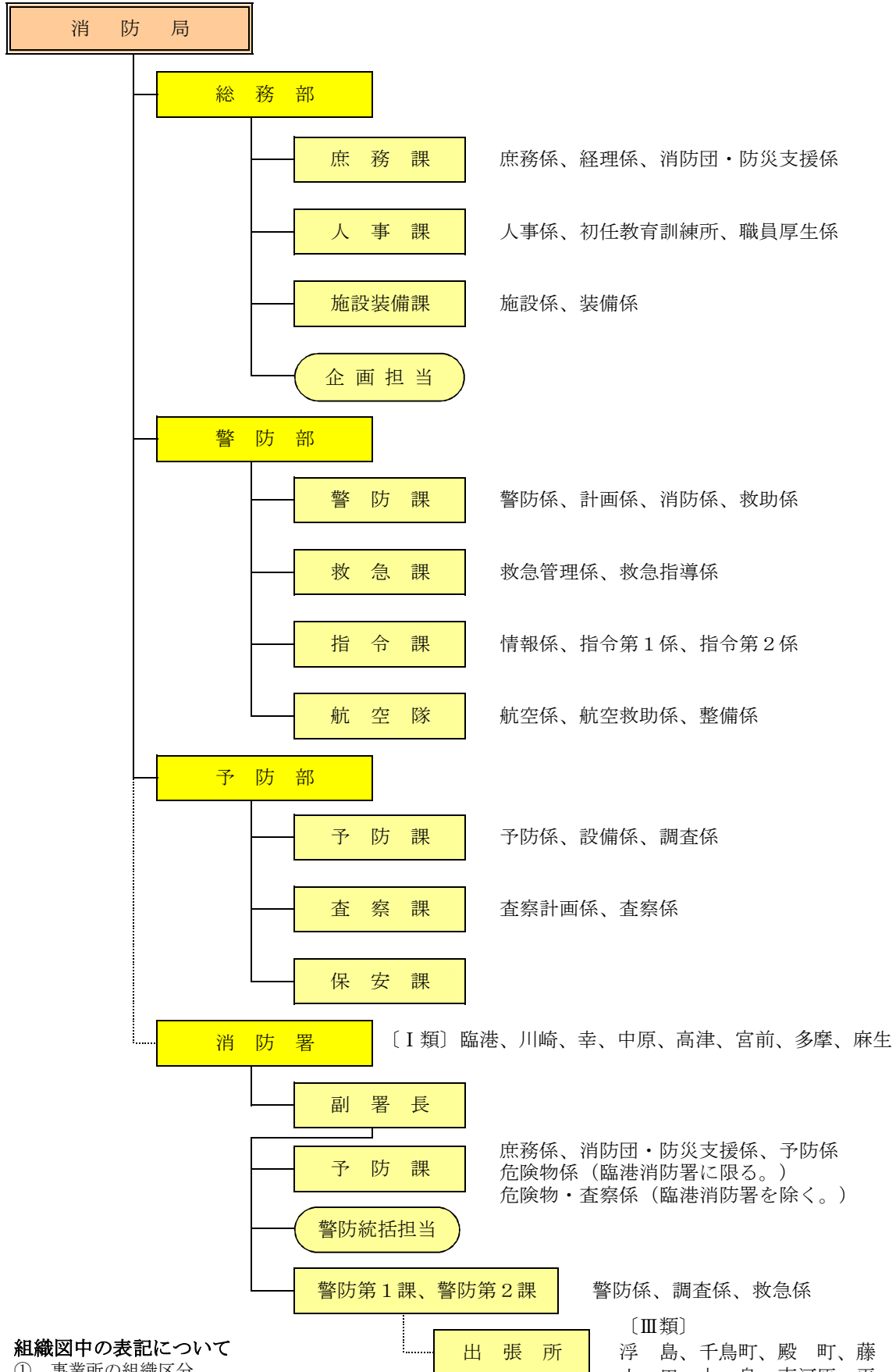
（令和5年4月1日現在）

名称	所在地	開設年月	主要建物の構造等				戸数
			建築年月	敷地面積 (㎡)	構造・規模	建築延面積 (㎡)	
小田公舎	〒210-0846 川崎区小田7-3-2	S56.5	S56.5	4,126.17	RC造4F	1,589.20	20
幸公舎	〒212-0025 幸区古川町83	H8.4	H8.3	1,026.02	鉄骨造3F	1,671.29	22
消防会館	〒210-0006 川崎区砂子2-10-6	S53.7	S53.7	91.68	RC造3F	150.24	1



# 消防局の組織

(令和5年4月1日現在)




## 組織図中の表記について

① 事業所の組織区分

〔Ⅰ類〕：部相当の事業所

〔Ⅱ類〕：課相当の事業所

〔Ⅲ類〕：係相当の事業所

②  は、部付け、署付け担当で担当課長の職員を配置する組織を示す。

③ ----- は、指揮監督系統を示す。

# 消防局の事務分掌

(令和5年4月1日現在)

## 総務部

### 庶務課

#### 庶務係、経理係、消防団・防災支援係

- 公印の総括管理に関する事。
- 文書の指導総括に関する事。
- 条例案、規則案等の審査及び総括に関する事。
- 情報公開、個人情報保護等の連絡調整に関する事。
- 市議会に関する事。
- 消防行政統計に関する事。
- 消防関係諸機関との連絡調整に関する事。
- 全国消防長会等に関する事。
- 消防に係る広報及び広聴に関する事。
- 局の予算及び決算に関する事。
- 財務事務の指導等に関する事。
- 消防団の組織及び運用その他消防団に関する事。
- 消防団員等の災害補償に関する事。
- 地域における防災活動の支援に関する事。
- 自主防災組織の訓練の指導に関する事。
- 局内他の課の主管に属しない事。

### 人事課

#### 人事係、初任教育訓練所、職員厚生係

- 消防職員の配置及び人事評価に関する事。
- 消防職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、賞罰その他身分に関する事。
- 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- 消防職員の服務監察に関する事。
- 褒章及び表彰に関する事。
- 消防職員の研修、消防教育訓練及び初任実務教育に関する事。
- 消防職員の福利厚生に関する事。
- 消防職員の給与、旅費及び退職年金の支給等に関する事。
- 消防職員の安全管理、衛生管理及び公務災害補償に関する事。
- 消防職員の服制及び被服その他の貸与品に関する事。
- 消防職員委員会に関する事。
- 消防音楽隊に関する事。

### 施設装備課

#### 施設係、装備係

- 消防用財産の取得管理及び処分に関する事。
- 消防施設の建築計画及び執務環境その他庁舎及び施設に関する事。
- 消防水利の維持管理に関する事。
- 消防用機械器具及び装備品に関する事。

### 企画担当

- 消防組織制度に関する事。
- 重要な施策の企画及び総合調整に関する事。
- 情報化施策に関する事。
- 川崎市消防計画に関する事。
- 民間活用事業者選定評価委員会に関する事。

## 警 防 部

### 警 防 課

#### 警防係、計画係、消防係、救助係

- 消防隊等の運用に関すること。
- 消防水利計画及びその運用に関すること。
- 消防職員及び消防団員の動員に関すること。
- 宅地造成事業等に関する消防上の指導に関すること。
- 火災警報及び消防信号に関すること。
- 消防隊等の活動計画及び出場計画に関すること。
- 消防応援に関すること。
- 消防隊等の訓練及び消防隊員等の研修に関すること。
- 消防活動技術の調査研究に関すること。
- 自衛消防隊等の訓練の指導に関すること。
- 救助隊の訓練及び救助隊員の研修に関すること。
- 救助活動技術の調査研究に関すること。
- 救助隊の管理に関すること。
- 特殊災害対策に関すること。
- 部内他の課の主管に属しないこと。

### 救 急 課

#### 救急管理係、救急指導係

- 救急業務の基本計画に関すること。
- 救急隊の運用に関すること。
- 救急医療関係機関等との連絡調整に関すること。
- 救急救命士の養成に関すること。
- 救急隊の訓練及び救急隊員の研修に関すること。
- 救急医療及び救急技術の調査研究に関すること。
- 応急手当の普及啓発に関すること。
- 患者等搬送事業に関すること。
- 救急隊員の資格等に関すること。
- メディカルコントロール体制の推進に関すること。
- メディカルコントロール協議会に関すること。

### 指 令 課

#### 情報係、指令第1係、指令第2係

- 消防指令システム及び消防情報管理システムの管理及び運用に関すること。
- 消防通信施設の管理及び運用に関すること。
- 消防指令システム及び消防情報管理システムに係る調査研究に関すること。
- 消防通信に係る調査研究に関すること。
- 災害情報の受信及び管理に関すること。
- 出場指令及び部隊の管制に関すること。
- 消防無線通信の運用及び技術指導に関すること。

### 航 空 隊

#### 航空係、航空救助係、整備係

- 航空機の運航の安全の確保に関すること。
- 航空業務計画に関すること。
- 航空機の運航に関すること。
- 操縦訓練に関すること。
- 航空救助の実施に関すること。
- 航空救助訓練に関すること。
- 航空機、付属機器等の整備に関すること。
- 航空機の整備訓練に関すること。

## 予 防 部

### 予 防 課

#### 予防係、設備係、調査係

- 火災その他の災害の予防指導に関する事。
- 防火管理に関する事。
- 防災管理に関する事。
- 消防用設備等に関する事。
- 建築物の消防同意等及び検査に関する事。
- 建築物の建築に係る防火上の指導に関する事。
- 火災等の調査及び調査技術の指導に関する事。
- 危険物等の確認試験に関する事。
- 消防に係る研究及び開発に関する事。
- 公益財団法人川崎市消防防災指導公社に関する事。
- 部内他の課の主管に属しない事。

### 査 察 課

#### 査察計画係、査察係

- 防火対象物の立入検査及び違反処理に関する事。
- 防火対象物の表示制度に関する事。
- 防火対象物の実態調査に関する事。
- 屋外の火災予防に関する事。
- 小規模雑居ビル等の防火安全対策に関する事。
- 消防設備士及び消防設備点検資格者の指導等に関する事。

### 保 安 課

- 危険物及び指定可燃物の規制に関する事。
- 危険物製造所等の許可、完成検査及び諸届出に関する事。
- 危険物製造所等の完成検査前検査、保安検査及び自主点検に関する事。
- 危険物及び指定可燃物の立入検査並びに違反処理に関する事。
- 危険物及び指定可燃物に係る災害調査に関する事。
- 危険物及び指定可燃物の保安に係る技術指導等に関する事。
- 石油コンビナート等災害防止法に関する事。
- 火薬類の規制に関する事。
- 火薬類製造営業等の許可、完成検査及び諸届出に関する事。
- 火薬類製造施設等の保安検査及び自主検査に関する事。
- 火薬類の立入検査等に関する事。
- 火薬類に係る災害調査に関する事。
- 火薬類の保安に係る技術指導等に関する事。
- 高圧ガスの規制に関する事。
- 高圧ガスの製造等の許可、完成検査及び諸届出並びに容器検査所の登録、容器の刻印等に関する事。
- 高圧ガス製造施設等の保安検査及び自主検査に関する事。
- 高圧ガスの立入検査等に関する事。
- 高圧ガスに係る災害調査に関する事。
- 高圧ガスの保安に係る技術指導等に関する事。
- 液化石油ガスの規制に関する事。
- 液化石油ガスの販売事業の登録、保安器関東の認定並びに貯蔵施設等の許可及び完成検査並びにこれらの諸届出に関する事。
- 液化石油ガスの充てん設備の保安検査に関する事。
- 液化石油ガスの立入検査等に関する事。
- 液化石油ガスに係る災害調査に関する事。
- 液化石油ガスの保安に係る技術指導等に関する事。
- 危険物等保安審議会に関する事。
- コンビナート安全対策委員会に関する事。

## 消防署

### 予防課

庶務係、消防団・防災支援係、予防係、危険物係（臨港消防署に限る。）、危険物、査察係（臨港消防署を除く。）

- 公印の保管に関する事。
- 公文書の管理に関する事。
- 署員の人事及び配置に関する事。
- 署員の給与等の支給に関する事。
- 署員の安全管理、福利厚生及び公務災害に関する事。
- 署員の研修管理に関する事。
- 消防施設の保守管理に関する事。
- 物品の出納保管に関する事。
- 消防用油脂類に関する事。
- 車両の点検及び定期点検に関する事。
- 消防団等に関する事。
- 消防団の機械器具等に関する事。
- 地域における防災活動の支援に関する事。
- 火災予防の実施計画に関する事。
- 広報及び広聴に関する事。
- 防火管理に関する事。
- 防災管理に関する事。
- 建築物の消防同意等及び検査に関する事。
- 火災予防関係の申請及び届出に関する事。
- 屋外の火災予防に関する事。
- 防火協会等各種団体に関する事。
- 消防用設備等に関する事。
- 防火対象物に係る立入検査及び違反処理に関する事。
- 防火対象物の表示制度等に関する事。
- その他火災予防に関する事。
- 危険物製造所等の許可、承認及び届出に関する事。
- 危険物製造所等の完成検査前検査及び完成検査に関する事。
- 危険物製造所等の保安に関する事。
- 特定事業所の防災に関する事（臨港消防署に限る。）。
- 危険物施設等に係る立入検査及び違反処理に関する事。
- 少量危険物及び指定可燃物の届出並びにタンクの水張検査等に関する事。
- 特定防災施設等の届出及び検査に関する事（臨港消防署に限る。）。
- 危険物及び指定可燃物に係る災害調査に関する事。
- 危険物施設に係る消防用設備等に関する事。
- 危険物事故防止等に関する事。
- 危険物許可手数料の徴収、出納に関する事。
- 火薬類及び高圧ガスに関する事。
- 署内他の課の所管に属しない事。

### 警防第1課、警防第2課

#### 警防係、調査係、救急係

- 災害活動に関する事。
- 警防計画及び防災対策に関する事。
- 警防体制、災害活動の指揮に関する事。
- 消防職員及び消防団員の動員に関する事。
- 火災警報、消防信号及び消防通信に関する事。
- 消防地理及び消防水利に関する事。
- 消防隊等の運用及び訓練に関する事。
- 救助業務に関する事。
- 自衛消防隊、自衛防災組織等の訓練の指導等に関する事。

- 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に関すること。
- 火災の調査及び災害調査に関すること。
- 指揮情報隊に関すること。
- 火災統計に関すること。
- 災害情報及び災害現場広報に関すること。
- 課の安全管理に関すること。
- 火災予防指導等に関すること。
- 救急活動に関すること。
- 救急隊の運用及び訓練に関すること。
- メディカルコントロールに関すること。
- 救急資機材に関すること。
- 救急統計に関すること。
- 救急技術の研究に関すること。
- 市民に対する救急の技術指導及び救急知識の普及に関すること。
- 救急告示医療機関等の連絡に関すること。
- その他救急業務に関すること。
- 消防用機械器具に関すること。
- 機関員の技術指導に関すること。
- 消火薬剤等に関すること。

## 出張所

- 消防施設の保守管理に関すること。
- 物品の保管に関すること。
- 広報及び広聴に関すること。
- 消防用機械器具に関すること。
- 警防計画に関すること。
- 消防地理及び消防水利に関すること。
- 災害情報の収集に関すること。
- 職場研修に関すること。
- 自衛消防隊、自衛防災組織等の訓練指導に関すること。
- 火災の調査及び災害調査に関すること。
- 救急に関すること。
- 火災予防指導等に関すること。
- 消防法、川崎市火災予防条例及び川崎市防火管理等に関する規程に基づく届出等のうち、別に定めるものの処理に関すること。
- その他、消防長が定める事項に関すること。



## 令和5年度川崎市消防行政重点施策

昨年度は、トルコ共和国において大地震が発生し、甚大な被害が生じました。本市におきましても、今後想定される首都直下地震等の大規模な自然災害において迅速かつ確な消防活動をするため、消防活動に必要な防災活動拠点、車両、資器材等を整備し、訓練や研修を効果的に実践することにより消防体制の強化を図るとともに、消防団活動の充実強化や町内会等との連携による地域防災力の強化を図る取組を進めてまいります。

また、川崎市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プランでは、重点取組事項の一つに行政手続きのオンライン化を掲げています。これを受け消防局では、300以上の行政手続きをオンライン化しています。このほか、川崎市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プログラムに参画している各種取組や消防局内部のデジタル化についても引き続き推進していきます。

川崎市総合計画第3期実施計画や行財政改革第3期プログラムに位置付けた施策・事務事業を着実に推進するとともに、消防力の総合的な強化に向けて、次の施策に取り組みます。

### 防災活動拠点等の整備

- 宮崎出張所、住吉西班器具置場、下小田中班器具置場など消防力の基盤となる防災活動拠点の整備を計画的かつ効率的に行います。

### 災害対応力の向上

- 消防団員の確保に向けて消防団協力事業所表示制度、消防団応援事業所制度及び学生消防団員活動認証制度の周知を図り、消防団の知名度・イメージアップとあわせて、消防団活動等を幅広い対象に広報するとともに、消防団員の確保策として基本団員のほか機能別団員の入団促進を図り、また活動環境の整備を行い、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ります。
- 消防団の災害対応力を向上するため、通信機能の強化を進めるとともに、消防隊と連携した消防訓練や各種資器材の習熟訓練を実施します。
- 地域防災力の向上のため、「みんなが消防士」や「地域防災スクール」事業等を推進し、幅広い世代を対象とした防火防災教育を継続的に実施することにより、自助・共助の取組と地域の防火防災を担う人材の育成を図るとともに、消防団員の充足率向上を目指します。
- あらゆる災害に安全・確実・迅速に対応するため、消防隊及び救助隊の基礎能力、応用能力及び部隊連携等の強化に向けた各種訓練・研修等を実施し、消火・救助活動体制の充実を図ります。
- 大規模災害に対応するため、地域住民に対する訓練指導を継続して行います。
- 大規模災害やNBC災害を想定した関係機関との合同訓練や大規模商業施設等における実践的な訓練を実施するとともに必要な装備品の配備などを行います。
- 消防防災ヘリコプターの運航に関する基準を踏まえ安全運航の向上を図ります。
- ヘリコプターを活用し市民の安全・安心を守る航空消防体制の充実強化のため、計画的な点検・整備、新規採用職員の必要な資格取得及び乗員の訓練を実施し、安全運航に努めます。

### 救急体制の強化

- 救急車の適正利用に向けて、川崎市救急受診ガイドの取組等を推進するとともに、バイスタンダーによる心肺蘇生実施率を向上させるため、市民救命士等の養成を推進します。
- 救急需要に適切に対応するため、救急需要の高まりに合わせた効率的・効果的な救急隊の配置に向け、AIを活用した取組について調査・検証を実施し、市内における救急車の現場到着時間の維持・短縮に向け、救急隊の適正配置の検討を行います。
- 救急救命士の常時乗車体制を確立するため、運用救急救命士7人を新規養成するとともに、高度な救命処置（気管挿管・ビデオ喉頭鏡）が実施可能な認定救急救命士の計画的な養成を行います。
- 「川崎市傷病者の搬送及び受入れ実施基準」の検証などを通じて、迅速な救急搬送と円滑な医療機関の受入れ体制の整備を図ります。
- 救命効果を高めるために必要な資器材の整備に加え、新型コロナウイルス感染症による二次感染を

防止するため、必要な感染防止資器材の整備、自動心肺蘇生器の検証と維持管理を図ります。

#### 消防指令体制の適正な維持

- あらゆる災害の起点となる、市民からの119番通報を的確に受信するとともに、多様な災害等に合わせた指令管制を行い、市民が安心して暮らせるまちづくりに寄与します。
- 消防局の基幹システムである消防指令システム及び消防情報管理システムの安定稼働を維持します。
- 消防救急無線の適正な維持管理のため、梶ヶ谷出張所の非常用発電機を更新するとともに、令和6年度に実施予定の梶ヶ谷出張所無線鉄塔の再塗装に向けて実施設計委託を行います。

#### 火災予防に向けた取組

- 長年にわたり「放火（疑いを含む）」が火災原因の上位であるため、各種広報媒体等を活用し、町内会・自治会及び消防団等との連携により、放火火災防止対策を推進します。
- 関係機関及び市関係部局との連携強化により、高齢者等の住宅防火対策及び死傷者の発生防止に向けた対策を推進するとともに、火災予防運動などあらゆる機会を通じて、住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理等に関する周知を行います。
- 防火対象物の大規模化、建物形状の複雑化、用途の多様化に対応するため、消防法令その他関係法令の改正や火災予防上必要な指導を踏まえた適正な火災予防業務の執行体制を構築するとともに、関係機関と連携した消防用設備等の適正な設置指導により、火災の予防及び火災による被害の軽減を図ります。
- 効率的・効果的な査察執行体制により、消防法令違反の是正指導を徹底し、火災の予防及び火災による被害の軽減を図ります。
- 「防火対象物に係る表示制度」及び「違反対象物に係る公表制度」により、火災による被害の軽減を図るとともに、防火管理業務の確実な推進及び消防用設備等の適正な設置を促進します。
- 危険物施設保有事業者を対象とした立入検査、安全担当者等講習会等の継続的な実施により、危険物施設の自主保安体制の向上を図り、市内における危険物施設の安全対策の推進に努めます。また、予防規程該当の事業所等に対し、風水害対策の計画を定めるよう指導し、危険物施設の風水害対策の推進を図ります。さらに、今年度末に耐震化の改修期限を向かえる内部浮き蓋付き特定屋外タンクについては、早期の基準適合を指導します。
- 令和5年4月に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限が神奈川県から移譲されたため、円滑な事務執行を図るとともに、火薬類関係施設、火薬類の消費場所（花火大会等）及び高圧ガス関係施設に対する立入検査等を実施することにより、保安体制の向上を図り、火薬類及び高圧ガスに係る安全対策を推進します。
- 高圧ガス保安法（コンビナート地域）の権限移譲に向けて、専門的な知識・技術の習得等の取組を推進し、適正な事務執行体制の確保を図ります。

#### その他の主な取組

- 全庁的な取組と連携し対応する等、「働き方・仕事の進め方改革」を推進します。
- 女性職員の職域拡大や人材活用について検討を行うとともに、女性受験者確保のため広報等を行い、「女性活躍推進」を図ります。
- 社会環境の変化に伴い、多様化・増大化する市民ニーズに対応するため、職員個々の職務遂行能力の向上を目指し、人材育成計画に基づき、年間を通じ計画的な人材育成に取り組みます。
- 安全衛生及び労務管理に係る取組を推進し、職場環境の改善に努めます。
- 職員の新型コロナウイルス感染症に伴う対策を推進するとともに、感染症に関わる必要品の充実を図り、感染予防に努めます。
- 出資法人の専門性等を踏まえた有効活用等について、全庁的な取組と連携し推進します。
- 社会情勢の変化等に適切に対応するため、総務省消防庁、神奈川県、他の消防本部等と積極的に情報交換するとともに、共通する問題の解決に向け、広域的な連携の強化を図ります。



# 消 防 予 算

令和5年度の本市当初予算額は総額で1兆5,624億5,297万9千円(対前年度比0.9%増)であり、このうち一般会計予算額は、8,672億6,212万円(対前年度比1.3%減)です。

消防予算額は、166億8,676万8千円(対前年度比2.7%減)であり、その主要事業は、消防庁舎等の整備・維持管理、消防指令体制の整備・維持管理、消防団活動の充実強化、消防車両・救急車両の整備・維持管理、消防ヘリコプターの維持管理、救急救命士の養成等です。

(単位 千円)

消 防 費 予 算 額 (A)	令和5年度	令和4年度	増▲減
	<b>16,686,768</b>	<b>17,141,035</b>	<b>▲ 454,267</b>
<b>常備消防費</b>	<b>14,882,695</b>	<b>14,751,871</b>	<b>130,824</b>
職 員 給 与 費	10,740,141	10,888,675	▲ 148,534
共 済 費	2,113,005	2,092,910	20,095
研 修 事 業 費	24,266	28,536	▲ 4,270
一 般 管 理 経 費	1,031,317	886,268	145,049
消 防 活 動 事 業 費	911,349	794,678	116,671
消 防 普 及 啓 発 事 業 費	62,617	60,804	1,813
<b>非常備消防費</b>	<b>247,168</b>	<b>243,010</b>	<b>4,158</b>
団 員 報 酬	114,567	115,519	▲ 952
退 職 報 償 金	27,352	26,423	929
出 務 費 用 弁 償	1,467	941	526
補 助 金	9,577	10,904	▲ 1,327
公 務 災 害 補 償 等 金 共 済 基 金 掛	46,347	46,229	118
運 営 事 業 費	22,191	17,230	4,961
貸 与 被 服 費	13,058	15,460	▲ 2,402
施 設 運 営 費	12,609	10,304	2,305
<b>消防施設費</b>	<b>1,556,905</b>	<b>2,146,154</b>	<b>▲ 589,249</b>
救 急 車 両 等 購 入 費	244,312	199,452	44,860
消 防 車 両 購 入 費	210,651	351,439	▲ 140,788
通 信 設 備 整 備 事 業 費	377,828	1,100,554	▲ 722,726
耐 震 性 貯 水 槽 建 設 事 業 費	5,677	5,583	94
庁 舎 等 増 改 築 事 業 費	226,411	141,540	84,871
庁 舎 等 整 備 事 業 費	34,190	39,190	▲ 5,000
消 防 団 施 設 整 備 事 業 費	94,711	15,504	79,207
消 防 団 車 両 整 備 事 業 費	60,000	60,000	0
消 火 栓 設 置 等 負 担 金	303,125	232,892	70,233

(単位 千円)

市 一 般 会 計 予 算 (B)	867,262,120	878,512,742	▲ 11,250,622
市一般会計予算に対する 消防費予算の構成比(A)/(B)	1.9 %	2.0 %	—

(単位 千円)

年 度 別 当 初 予 算・決 算		消防費(a)	市一般会計(b)	構成比(a)/(b)
3年度	当 初 予 算	17,325,234	820,841,311	2.1 %
	決 算	17,195,805	839,880,766	2.0 %
2年度	当 初 予 算	17,147,744	792,463,317	2.2 %
	決 算	16,078,769	956,206,913	1.7 %
元年度	当 初 予 算	17,394,868	759,066,283	2.3 %
	決 算	17,327,379	736,704,480	2.4 %
30年度	当 初 予 算	16,391,111	736,628,178	2.2 %
	決 算	16,820,843	712,891,721	2.4 %

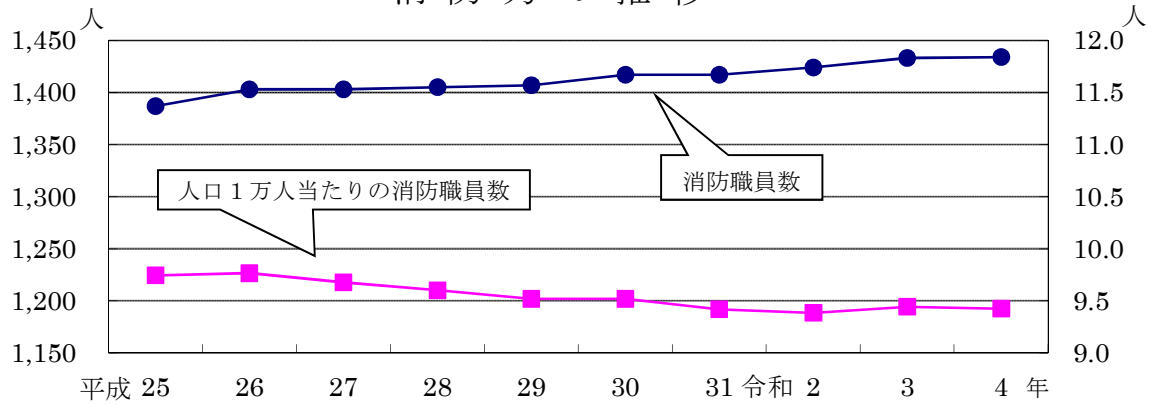
(補正予算は除く)

### 30年間の消防情勢の推移

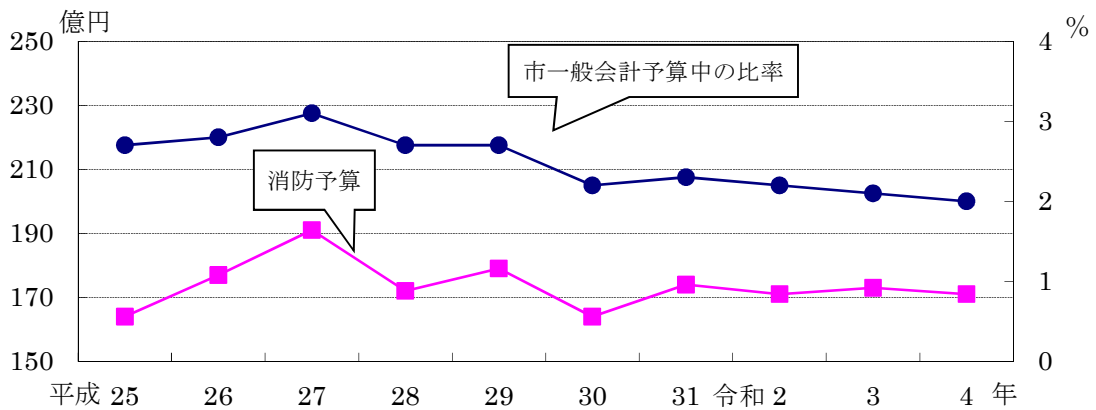
年 別	市 勢			署所数		消 防 費 当初予算 (千円)	消防職員(条例定数)		消防団		
	面 積 (km <sup>2</sup> )	世帯数	人 口	署	所		消防吏員	その他の 職 員	団 数		団 員 (実数)
									団	分団	
平成6年	143.85	494,194	1,193,850	8	31	17,253,570	1,354	23	8	28	1,252
平成7年	143.85	499,723	1,198,259	8	31	18,423,772	1,354	23	8	28	1,241
平成8年	143.87	513,417	1,198,054	8	31	17,255,803	1,354	23	8	28	1,231
平成9年	144.35	520,610	1,206,341	8	31	18,183,598	1,354	23	8	28	1,303
平成10年	144.35	529,172	1,216,711	8	31	18,475,719	1,386 [訓令定数1387]		8	28	1,278
平成11年	144.35	539,444	1,230,303	8	31	19,124,882	1,386 [訓令定数1387]		8	28	1,268
平成12年	144.35	547,828	1,239,148	8	31	20,089,952	1,386 [訓令定数1387]		8	28	1,249
平成13年	144.35	558,529	1,253,261	8	31	21,535,594	1,386 [訓令定数1387]		8	28	1,237
平成14年	144.35	571,331	1,269,979	8	31	20,705,701	1,386 [訓令定数1387]		8	28	1,237
平成15年	144.35	582,058	1,283,956	8	31	18,581,733	1,386 [訓令定数1372]		8	28	1,223
平成16年	144.35	592,333	1,296,895	8	31	18,493,017	1,386 [訓令定数1382]		8	28	1,196
平成17年	144.35	600,473	1,307,304	8	30	17,477,042	1,386 [訓令定数1380]		8	28	1,184
平成18年	144.35	611,999	1,322,432	8	30	18,114,560	1,386 [訓令定数1380]		8	28	1,192
平成19年	144.35	627,245	1,345,306	8	30	18,851,751	1,386 [訓令定数1379]		8	28	1,207
平成20年	144.35	644,189	1,370,020	8	27	18,419,503	1,379 [訓令定数1380]		8	28	1,220
平成21年	144.35	657,059	1,389,784	8	27	18,737,651	1,387 [訓令定数1386]		8	28	1,219
平成22年	144.35	665,696	1,404,532	8	27	18,121,137	1,387 [訓令定数1386]		8	28	1,197
平成23年	144.35	670,866	1,411,891	8	27	17,637,205	1,387 [訓令定数1388]		8	28	1,177
平成24年	144.35	675,027	1,417,486	8	27	16,833,053	1,387 [訓令定数1388]		8	28	1,182
平成25年	144.35	679,388	1,423,680	8	27	16,439,814	1,387 [訓令定数1388]		8	28	1,161
平成26年	144.35	688,587	1,436,633	8	28	17,719,318	1,403 [訓令定数1403]		8	28	1,166
平成27年	144.35	698,552	1,449,651	8	28	19,093,114	1,403 [訓令定数1404]		8	28	1,181
平成28年	144.35	710,290	1,463,334	8	28	17,152,998	1,405 [訓令定数1404]		8	28	1,177
平成29年	144.35	722,264	1,478,187	8	28	17,874,739	1,407 [訓令定数1406]		8	28	1,164
平成30年	144.35	734,619	1,492,038	8	28	16,391,111	1,417 [訓令定数1416]		8	28	1,170
平成31年	144.35	746,239	1,504,392	8	28	17,394,868	1,417 [訓令定数1416]		8	28	1,134
令和2年	144.35	758,490	1,517,566	8	28	17,147,744	1,424 [訓令定数1423]		8	28	1,105
令和3年	144.35	768,315	1,522,098	8	28	17,325,234	1,433 [訓令定数1426]		8	28	1,092
令和4年	144.35	774,649	1,521,692	8	28	17,141,035	1,434 [訓令定数1432]		8	28	1,067
令和5年	144.35	783,741	1,526,673	8	28	16,686,768	1,436 [訓令定数1434]		8	28	1,059

(注) 消防職員(条例定数)は、平成10年から消防吏員とその他の職員の枠を撤廃しました。余白に訓令定数の推移を記載しています。

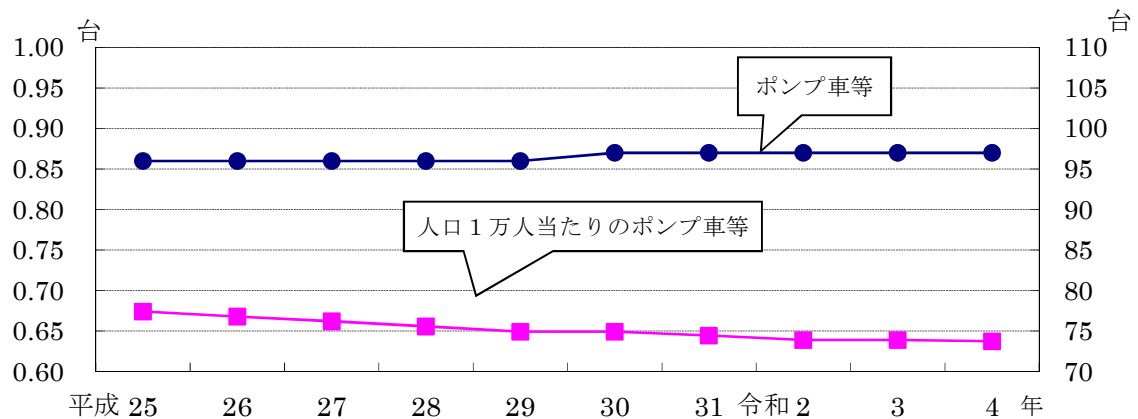
## 消防力の推移



(注) 消防職員は、各年4月1日現在の条例定数です。



(注) 当初の歳出予算です。



(注) ポンプ車等とは、ポンプ車、化学車、はしご車、大型化学高所放水車、救助工作車、高発泡車、消防艇及び救急車の台数です。各年4月1日現在

## 消防力の整備指針に基づく算定数と現有数の比較

(令和5年4月1日現在)

区分	署所	ポンプ車	はしご車	化学車	三点セット	消防艇	救急車	救助工作車	予防要員	警防要員	庶務要員
算定数	36	43	8	7	1	1	34	8	180	1,269	128
現有数	36	43	8	7	1	1	29	8	137	1,143	146
充足率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	85.3	100.0	76.1	90.1	114.1

(注) 1 ポンプ車は、三点セットのうち泡原液搬送に使用する水槽付ポンプ車を除き算出しました。

2 三点セットは、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車をいいます。